

平成 16 年 5 月 11 日

各 位

会社名 株式会社バンダイ  
代表者の 代表取締役社長  
役職氏名 高 須 武 男  
連絡者の 社長室 総務マネージャー  
役職氏名 川 崎 寛  
電話番号 03 (3847)5005  
(コード番号 7967 東証第 1 部)

## ストックオプション（新株予約権）に関するお知らせ

平成 16 年 5 月 11 日開催の当社取締役会において、商法第 280 条ノ 20 および第 280 条ノ 21 の規定に基づき、ストックオプションとして新株予約権を発行することの承認を求める議案を、下記の通り平成 16 年 6 月 24 日開催予定の当社定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的に、以下の要領により、当社の取締役および使用人ならびに当社子会社の取締役に対し、ストックオプションとして新株予約権を無償で発行するものであります。

#### 2. 新株予約権発行の要領

##### (1) 新株予約権割当の対象者

当社の取締役および使用人ならびに当社子会社の取締役とする。

##### (2) 新株予約権の目的たる株式の種類および数

当社普通株式 180 万株を総株数の上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使していない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割} \cdot \text{併合の比率}$$

##### (3) 新株予約権の総数

18,000 個を上限とする。

なお、新株予約権 1 個当たりの目的となる当社普通株式数は 100 株とする。ただし前記に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

##### (4) 新株予約権の発行価額

無償とする。

(5) 新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

新株予約権1個あたりの払込金額は、次により決定される1株当たりの払込金額に、(3)で定める新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。

1株当たりの払込金額は、新株予約権発行日の属する月の前月の各日(取引の成立しない日を除く)における株式会社東京証券取引所の当社株式普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り捨てる。ただし、その金額が新株予約権発行日の終値(取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、発行日の終値とする。

なお、株式の分割および時価を下回る価額で新株を発行するときまたは自己株式を処分(新株予約権の行使、改正前の商法に基づき発行された転換社債の転換および付与された株式の譲渡請求権の行使の場合を除く。)するとき、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

(6) 新株予約権の権利行使期間

平成17年6月25日から平成20年6月30日とする。

(7) 新株予約権の行使の条件

付与対象者が、自己都合により退職した場合には、当該事由発生後6ヶ月に限り付与された新株予約権を保有し権利行使ができるものとする。

ただし、権利行使期間を超えて当該権利を保有することはできない。

会社都合による退職の場合は、その権利および権利行使期間に変更はないものとする。

付与対象者が死亡した場合、当該権利の行使は相続人(1名に限る。)が行うものとする。この場合にも当該事由発生後6ヶ月に限り付与された新株予約権を保有し権利行使ができるものとする。なお、相続人が決まらない場合は、代表相続人を決定し、すみやかに届け出るものとする。

その他の条件については、株主総会および取締役会決議に基づいて締結される新株予約権割当契約に定めるところによる。

(8) 新株予約権の消却

新株予約権の割当を受けた者が(7)に定める規定により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合にその新株予約権を消却することができる。この場合、当該新株予約権は無償で消却する。

当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約書もしくは株式移転の議案が株主総会で承認されたときは、新株予約権は無償で消却することができる。

(9) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。

以上